

琉球大学学術リポジトリ

日米関係（沖縄返還）31

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43813

防犯施設教育と事務レベル打合せ

極 秘
無 期 限
部 内 号

条約課長
法規課長

アメリカ局長
参事官
北米才一課長

沖縄米軍米消費率関係問題
(附随施設等の事情を中心として)

5.5.13.
米.北一

5月12日 霞友会館において、標記の問題
に關し 事情を中心として行われ、

(1) 記述の通り、米消費率関係の問題は、
その準備措置、

(2) 山中隊長等の国会発言に關し、後述の如
く米軍の意向を中立的に説明すること

を中心として準備は、その内容下記
のとおり行なわれ、

GA-5

外務省

(出席者)

附随施設等

米消費率課 花田 総務補佐

" 小林 補佐 (法規担当)

" 是立 " (船隻管理担当)

総務課 芳見 " (法規、西調整担当)

会計課 石井 " (資金繰り、資金計
資金繰り担当)

外務省

北米才一課 依藤 参事官

条約課 丹波 参事官

法規課 鈴木 参事官

資金繰り課 荒 参事官

" 横田 参事官

北米才一課 柳 補佐

GA 6

外務省

記
1. 留頭米、北一統藤下、本折合合南 産の趣旨及び目的について、冒頭記載
の(1)及び(2)を著し、概略説明を所収し、 施設事例の意見を求めた。
この計、施設事例は、省務部長レベル で検討する予定と記す。
① 復帰の時と同じに南極島内に切り 換える。
② 切り換える時は、資料の整理の仕方を 本方式——計産折が定めたと同様に 整理する——に切り換える。
③ 今の前記の所収を定めた後、実務上の 事情の一部を整理する必要がある。

の3頁と著し、南極島内に切り換える準備 は、1971年末を目途として進めよう。
復帰の準備等と関係する暫定的措置 は行われぬことを検討方針として定めた。
2. 次に施設事例は、別紙兼訪処理計画 添付表と示す。この著しは各項目につき
概略説明を所収し、主要項目は本一応調 査の結果の中心より調査あり得べしと 示す。
施設事例の説明によれば、本誌掲載は 全く机上の空論であり、細かな事例を 著すには、例として南極島の復帰の時期 を一旦解除と同時に新設の採用とすの か、或は資料を整理するとのか(後者)

1. 復讐の日 運搬金を支給する、或いは
 運搬金は将来に持ち越さぬか) という点も

決めるべきだ。MLCに^(本主)ついての
 取りも沖縄政界の動きが良くなるという面は
 あるかもしれない。いふにせよ、第一次調査
 の結果を待って、今後の計画を練り進め
 たいとしたい。

3. 方針より 復讐の日 内部関係の整理が
 い) 施設等の整理について、本島の整理と同様
 であること。第一次調査の結果、本島
 の政治問題化については考慮し、施設
 の場合については相互に連絡を十分取り
 進めることと要望した。

4. 次に、方針より、冒頭(2)の「経済長官発言

に渡り、復讐の日 内部に中立的措置と
 して何ができるか、という点について、経済
 長官の発言について、経済長官は施設等と
 して十分連絡をとり進めたいという点
 については、この際、内閣は同じ方針を
 とり進めたい。施設等については、本島に
 ついては何ができるか、何ができるかとい
 う点については、14日(木)午後中に
 進めたいと希望した。

(方針より、この問題について、経済長官は中
 立的に中立的な命題がなされる。具体的
 に「何ができるか」といふ点については、内閣
 協議を要し、内部の14日(木)にあり、「い
 づれ、一例として、今年の新年度に、何

をいじりだすのが、整本1冊の
おかしな所と見ると、それだけだ。

おかしな所は、施設や例は、それだけの
意見と、前記1. (1)の「集積の一部を

作る」といふことは、如何かあるが、但し
その費用をどうするか、内題は

と決まるといふ。

5. 最後に、次回打合せは、施設や調査
団が6月30日、早稲9392、その次の週

(6月30日)に、調査結果、内題等を中心に
検討するといふ。会場等は、施設や例

が設定するといふ。

一、前提

(1) 復歸と同時に本土並みの間接雇用を
実施する。

(2) この間接雇用は、現在の本土に於ける実施
方式と全縣に、國の沖繩県に対する
枝肉事務委任による。

(3) 右の間接雇用に移行する準備のため



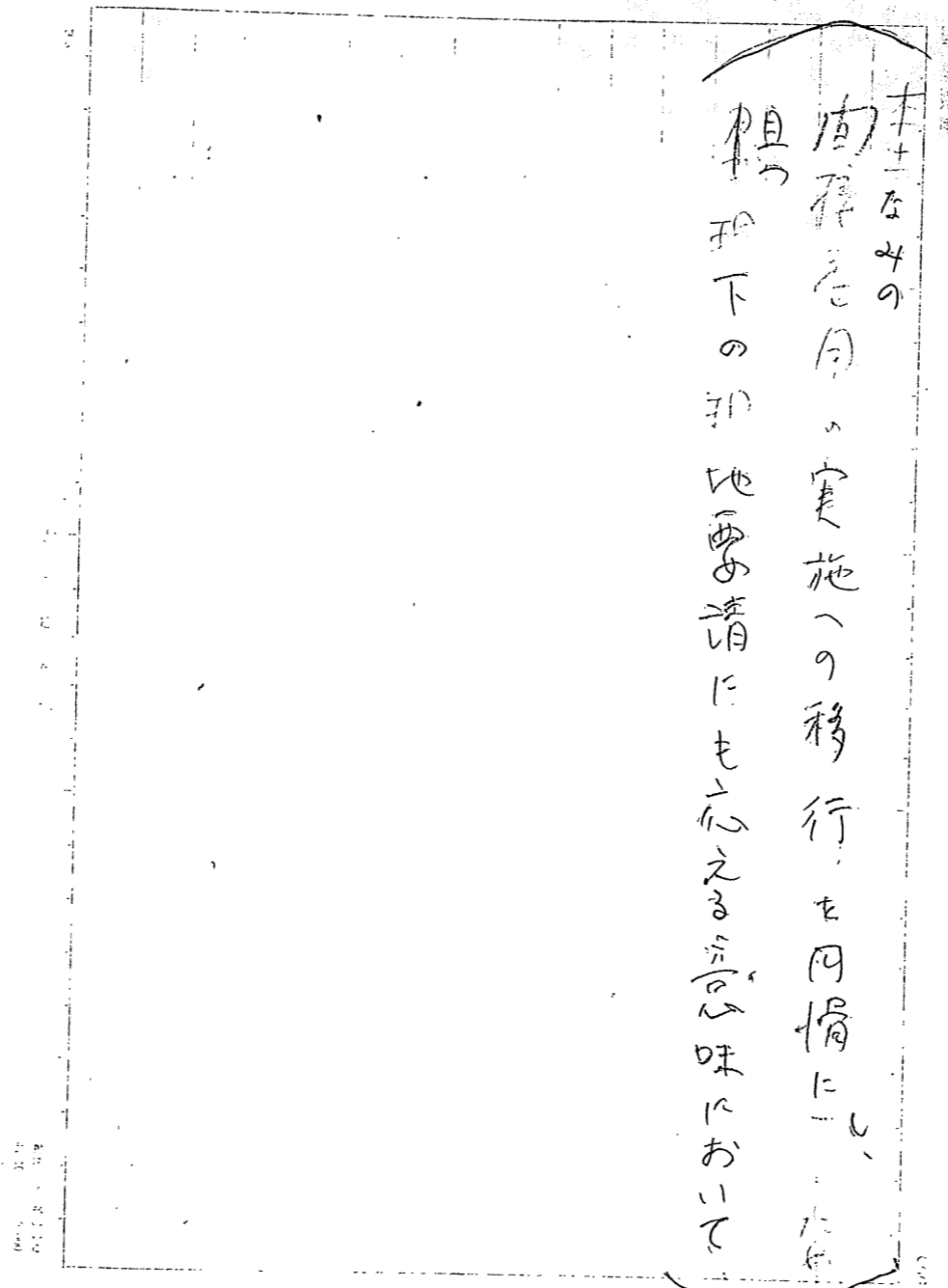
現在の琉球政府の下部機構として労働
管理準備事務所を所管の地に設ける。

二、前提
復歸の時に先立ち、遅くとも一ヶ月前
とする。

復歸前の措置は右の前提に立ちつゝ、現地
の現在の状況を考慮して、次の各項による。

〇
〇
〇
〇

本上を女の
肉存を月、実施への移行を円滑にし、
但し、
租の
租下の租地要請にも心える意旨において



間接雇用問題に関する防衛
施設庁労務部の見解

昭45.5.14

1. 前提

- (1) 復帰と同時に本土並みの間接雇用を実施する。
- (2) この間接雇用は、現在の本土における実施方式と同様に、国の沖縄県に対する機関事務委任による。
- (3) 右の間接雇用に移行する準備のため現在の琉球政府の下部機構として 労務管理準備事務所を所管の地に設ける。此ら準備事務所の設置の時期は復帰の時期に先立ち、遅くとも14年以前とする。

2. 提案

復帰前の措置は右前提に立つ

2

現地労使の現在の状況を考慮して次の各項による。(本土並みの間接雇用の実施への移行を円滑にし、且、現下の現地要請にも応える意味において)

条約局長

参事官

条約課長

秘
無期限

接雇用問題に関する防衛
施設方労務部の見解

昭45.5.14

機密と解とに答ふ事、本北、1

1. 前提 現行班に在りてあり。

(1) 復帰と同時に本土並みの間接雇用を実施する。

(2) この間接雇用は、現在の本土における実施方式と同様に、国の沖縄県に対する機関事務委任による。

(3) 右の間接雇用に移行する準備のため、現在の琉球政府の下部機構として、労務管理準備事務所を所要の地に設ける。此ら準備事務所の設置の時期は、復帰の時期に立ち、遅くとも14年以前とする。

2. 提案

復帰前の措置は右前提に立つ

2

現地分使の現在の状況を考慮して、次の各項による。(本土並みの間接雇用の実施への移行を円滑にし且、現下の現地要請にも応える意味において)